

農業委員会だより

発行・編集/上士幌町農業委員会

発行日/平成 30 年 8 月 24 日

第 44 号



《H30.7.25 心配される飼料用デントコーン》

**全国農業新聞を
購読しましょう!**



毎週金曜発行
月 700円

●お申込みは、お近くの農業委員または
農業委員会事務局へ

紙面あんない

- ★ 農業委員道内視察研修報告 2
- ★ 住宅や施設を建てようとする前に 3
- ★ 農地の賃借料情報・農地中間管理事業 3
- ★ 農地のあっせん・農地パトロールとヤミ小作他 4
- ★ 農業後継者対策推進協議会の本年の取り組み ... 5
- ★ 家族経営協定の締結を 5
- ★ 農業者年金への加入について 6
- ★ 活動日記・編集後記 6

農業委員道内視察研修報告

七月一八日(水)～二〇日

(金)にかけて、農業委員道内視察研修を開催しました。

農業委員の道内視察研修は、農業委員自らが広範な知識を習得する機会を設け、今後の農業委員会活動の活性化に寄与することを目的として、農業委員の任期中の三年に一度開催しています。

土の館



土の館

上富良野町にある土の館は創業一〇〇年を迎えたスガノ農機が独自で開館して二五年目の二〇一七年九月に「未来技術遺産」に登録され「北海道遺産」「機械遺産」と合わせ三つの遺産に認定、登録されている日本唯一の土の博物館です。

す。

「気象変動に負けない土づくり」をテーマとして、上土幌町を良く知っている田村政行氏より講話を頂いた。

月平均気温が、近年上昇し夏場の高温と多雨が心配となっている。実際今年は、北海道に梅雨と思われる低温と雨が続き、豆類・デントコーン類に生育障害をもたらしています。

今年一年の収穫を問題にするのではなく、数年先を視野に土中深く空気・水・太陽熱・有機物・微生物を蓄えて、表層にしつかり鎮圧の蓋をする。

硬くなった土壌を破碎し、透・排水性の改善を行う。

酪農においても、こまめな草地の更新、完熟堆肥の使用硬くなった畑は、心土破碎を行い、年数をかけ地力を向上させることが、良質な粗飼料を確保することとなり、その結果、健康な牛を育て乳質の向上につながり、所得向上につながる。

改めて、土づくりの重要性を再認識したところです。

北海道農業会議

北海道農業会議では、乾事務局次長から「農地法・農業基盤強化促進法の改正について」をテーマとして講義を受けました。

今回の改正は、第一九六通常国会で可決成立し、五月一八日に公布され、六月以内に施行されます。

【農地法の一部改正の概要】

農作物栽培の効率化・高度化を図る観点から農業用ハウスの底面を全面コンクリート張りしようとする農地転用が必要とされていたが、今回の改正により、「農作物栽培高度化施設」の設置に当たっては、農地をコンクリート等で覆う行為を、農地転用が不



北海道農業会議

要となる。しかし、法は改正されたが、その詳細は今後政令で明確にされる。今年の一二月頃には明確化される。

【農業経営基盤強化促進法の一部改正の概要】

相続未登記農地について、共有者の一部を確知することができない農地は、農用地利用集積計画により二〇年を超えない期間の貸借ができることとする。そのため、農業委員会による共有者不明農地不確知共有者の探索方法について、今後政令によりその範囲や方法について正確に示される予定です。

農業開発公社

農業開発公社からは「農地中間管理事業」についての説明を受けました。

農地中間管理事業は、平成二五年六月に閣議決定され、都道府県に一つづつ農地中間管理機構の設置が義務付けられた。北海道は農業公社が農地中間管理機構となった。制度開始から五年目となり三一年度に向け、今年度制度の見直しを行う予定。

《農地中間管理事業の概要》

目的 農業経営の規模拡大や農用地の集団化を目指す担い手、農業への新規参入を希望する者に農用地を貸し付けることで、農地の有効活用と農業の生産性向上を図る。

内容 農用地等の所有者から農地中間管理機構(公社)が長期に借り入れ、公募に応募した借受希望者に対し、地域の実情に即した期間、貸付けを行う。

農地中間管理事業開始当時より出し手への機構集積協力が減少している影響で借入面積や貸付け面積が大きく減少してきている。

今後の制度改正に向けては、協力金の増額と、借り手に対しても支払われるような制度改正が重要と思われる。

この制度に対する見直しについては、年内に示される予定となっている。



農業開発公社

住宅や施設を

建てようとする前に！

- ◎住宅を新築したい
- ◎農業用施設を建設したい



まず農林課と農業委員会にご相談ください

自分や家族名義の土地に住宅や畜舎・倉庫などの農業用施設の建設準備を進めていたが、その土地が農地(畑)であったために関係する法手続きを終えるまで着手できないという事例が多くあります。

農振法(農林課へ)

建設予定地が農業振興地域整備計画の農用地区域に含まれている場合、用途変更や除外の申請が必要です。

申請内容によっては、許可までに数か月を要することがあります。

農振法の許可は、農地の転用を申請するためにも必要となりますので、早目に農林課の窓口でご相談ください。

農地法(農業委員会へ)

農地は、たとえ自分の土地であっても自由に宅地等に転用することはできません。

転用申請は、許可になるまで最短でも二か月程度を要します。また、土地の分筆測量が必要な場合があります。

余裕を持って早目の手続きを進めてください。

◆許可を受けずに転用した場合は罰則があります。

三年以下の懲役又は三〇万円(法人は一億円)以下の罰金

農地の賃借料情報

標準小作料制度の廃止に伴い、農地法第52条の規定により農業委員会から地域の賃借料の参考となる調査結果を公表することになりました。

過去1年間に農地の賃貸借契約で締結(公告)された賃借料データを公表します。

平成29年1月から12月までに締結された賃貸借における賃借料水準(10アール当たり)は、以下のとおりです。

【畑の部】

地域名	最高額	最低額	データ数
上士幌地区	10,000円	6,700円	34
北居辺地区	10,000円	10,000円	16
東居辺地区	10,000円	8,000円	34
北門地区	8,300円	2,000円	47
萩ヶ岡地区	9,500円	4,000円	20
豊岡地区	8,000円	8,000円	2

- ・データ数は、集計に用いた筆数である。
- ・金額は、算出結果を四捨五入し、100円単位としている。
- ・農業開発公社データ除く

農地中間管理事業に係る借受希望者を募集しています

「農地中間管理事業の推進に関する法律」の施行に伴い、農地中間管理機構(公益財団法人北海道農業公社)が出し手から農地を借受け、受け手(担い手)がまとまりのある形で農地を利用できるよう配慮して貸付けるという新しい貸借の仕組みが始まりました。

規模拡大を目指す等、農地を増やすために農地中間管理機構から農地の借受けを希望さ

れる方を募集しています。

「農用地等の借受希望申出書」を提出すると5年間が応募の有効期間となります。その間に貸付可能な農地が出てきた場合、貸付の協議対象者になります。

※昨年度に提出された方は、既に5年間の有効期限に該当していますので本年度は提出不要です。

1. 申出書 農業委員会事務局に設置
2. 提出期間 平成30年9月20日(木)まで(期限厳守)
3. 提出先 農業委員会事務局
4. その他 申込みの際、印鑑をご持参ください

◆ 申出書の内、氏名や希望面積等は、北海道農業公社ホームページ等に公表されることとなりますのでご留意願います。

農地のあつせん

農業委員会では毎年十数件の農地の権利移動(売買)を取り扱っています。

農地のあつせんは、農地法や本町の農地移動適正化あつせん基準等に基づいて適切に進めています。

配分決定までの流れ

農家等の皆様から農地のあつせん申出を受理した後、農業委員会総会で協議し、農地委員会が申出地の現地調査を行い、農地価格を算定します。地権者からの了解を得た後、適正な地区に一定期間の公募を行い、取得希望者からの申出を募ります。

配分者は、あつせん基準等に基づいて農業委員会において慎重に審議して決定します。

農地保有合理化事業

農地保有合理化事業は、農業経営の規模拡大や農地の集団化等を促進することを目的に農業経営基盤強化促進法に基づき北海道農業公社等が実施するものです。

農地保有合理化事業の買入協議制度の参加者(出し手)は所得税・住民税から一五〇〇万円の税額控除を受けることができます。(一般あつせんは、八〇〇万円)受け手側は、

五年又は一〇年の賃貸の後に北海道農業公社等から農地が売り渡されますので農地代金の資金計画を立てやすい等のメリットがあります。

農地あつせんの留意点

農地のあつせんを希望される場合は次の点にご留意ください。

(一) 売買を希望する農地に畑作物が作付されている場合は、農地の評価ができないため、収穫後にあつせんを進めます。

(二) 冬季積雪期においては、農地の評価がでないため、積雪前に現地調査を実施するなど、作物の生育前にあつせんを進めます。

(三) あつせん申し出地に対して、申出者からの配分者等の条件については、一切受け付けていません。

その他、農地の売買や賃貸借等の利用権設定に関しては、農業委員会にお問い合わせください。

農地パトロールとヤミ小作

● 農地法の規定により毎年一回、町内全域の農地利用状況を調査することが義務付けられています。

この法律に基づき、毎年、農業委員会では全農業委員により農地パトロールを実施しています。一月にパトロールを行い、

町内の農地が適正に管理されているか、無断転用がないか等の状況を調査する予定です。

● 農地法や農業経営基盤強化促進法などによらない農地の貸借、権利の移動、いわゆるヤミ小作は、貸し手と借り手の互いの承諾だけのため、法律によ

る保護を受けない契約です。そのため、長期に渡り貸し借りしたり、世代交代する際にトラブルの原因となりかねません。

また、ヤミ小作されている農地の面積は、農業委員会の台帳には反映されませんので、正確な耕作面積を把握できなくなってしまう。農地法違反にもなりま

農地所有適格法人報告書の提出をお願いいたします

農地法第6条第1項の規定により、農地所有適格法人(旧農業生産法人)であって、農地を所有若しくは法人以外の農地をその法人の耕作、養畜の事業に利用している場合は、毎年、事業内容・構成員・役員の状況等法人の概要について農業委員会に報告しなければならないこととされています。

農業委員会から既に依頼した報告書の様式を参考に必要事項を記載の上、必ず提出をお願いいたします。

【提出期限】

各法人の毎事業年度終了後3カ月以内

【提出先】

農業委員会事務局

【添付書類】

定款、社員名簿の写し(新規設立又は内容に変更がある場合)

《罰則規定》

農地法では、報告しない場合又は虚偽の報告をした場合には、30万円以下の過料に処することとされています。(農地法第68条)

農業後継者対策推進協議会の 本年度の取り組みについて

◆執行体制

各機関・団体の代表者で構成する「役員会」と事務担当者による「幹事会」、各地域において情報提供やお世話活動を行った「推進員」(八名)により本年度も後継者対策を進めます。

◆協議会の財政

町と農協からの補助金(各一〇〇万円)で運営します。

◆主な事業内容

・各種交流会の開催

できるだけ多くの出会いの機会を設けるため、本州・道内女性との交流会をはじめとする各種交流会を開催し、JA青年部等が主体的に取り組む事業にも支援します。

・結婚祝い金の支給

農業後継者が結婚した場合に、費用の一部助成として、お祝い金を支給します。

・結婚仲介者への謝礼

農業後継者への結婚を仲介

または、情報の提供により成婚に至った場合には、仲介謝礼金を支給します。

平成三〇年度の予定事業

【北海道十勝農業青年との交流会】

・期日／十一月二三日(金)／二四日(土)一泊二日

・会場／上士幌町・士幌町・音更町・鹿追町

【上士幌町農業青年婚活交流会(札幌交流会)】

・期日／一二月七日(金)／八日(土)一泊二日

・会場／札幌市

【上士幌町農業青年婚活交流会(帯広交流会)】

・期日／一月一二日(土)

・会場／帯広市

【オールとかち札幌交流会】

・期日／一月下旬開催予定
・会場／札幌市

自身の農業後継者の皆さんの参加をお待ちしています。交流会について、詳しい内容を知りたい方は農業委員会

家族経営協定の 締結を

家族経営協定を 結ぶ目的は何

日本の農業は、家族単位の農業を営む「家族経営」が大多数を占めています。

「家族経営」は、家族だからこそそのメリットも多くありますが、経営と生活の境目がはつきりせず、世帯員の役割や労働時間、報酬などの就業条件があいまいとなりやすく、そこから様々な不満やストレスが生まれがちです。

農業経営を経営主だけでなく、配偶者や後継者によっても魅力的でやりがいのあるものにするためには、家族みんなが主体的に経営に参画でき、意欲と能力を存分に発揮できる環境を整備することが大変重要です。

「家族経営協定」は、家族経営にたずさわる世帯員が意欲とやりがいを持って対等に経営に参画できる魅力的な農業経営を目指すため、経営方針

や役割分担、就業環境などに ついて、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決めるものです。

協定を結ぶメリット

○認定農業者制度

実質的に共同経営を行っている場合、収益の配分と経営方針決定への参画が明確にされている家族経営協定がむすばれていることなどを要件に、女性農業者や後継者は「夫婦共同申請」や「親子共同申請」を行うことができます。

○農業者年金

農業者の老後生活の安定に向けて、国民年金(基礎年金)の上乗せとして農業者年金制度が設けられています。ところが、同制度における加入者の性別間の割合は、男性が圧倒的に多いのが現状です。

農業者年金は、青色申告をしている認定農業者と家族経営協定を締結して、経営参画している女性(配偶者)、後継者が所定の要件を満たせば、基本となる保険料(二万円)のうち一定の割合の国庫助成(政策支援)を受けることができます。

○農業改良資金等の融資

農業経営内において、女性や後継者が制度資金の貸付けを受けようとする場合、家族経営協定の締結に基づき、農業改良資金や農業近代化資金等の融資を女性や後継者が自分の名義で受けられます。

○家族経営協定の相談・協定書作成

農業委員会、事前相談から協定書作成までお手伝いいたします。

◆平成二九年度の第二〇回家族経営協定調印式は平成三〇年三月二三日に開催しました。

●締結世帯

早坂 猛家(三名)
谷口 強 太家(二名)





知らないとい
損する

農業者年金に 加入して 安心して豊かな老後を

1 農業に従事されている方は誰でも加入できます

60歳未満の国民年金第1号被保険者(国民年金保険料納付免除者を除く。)であって年間60日以上農業に従事している方は誰でも加入できます。配偶者や後継者など家族農業従事者の方も加入できます。

家族一人ひとりの年金を! 今、女性の新規加入者が増えています



2 保険料は自分で選べ、いつでも見直せます

自分が必要とする年金額の目標に向けて、保険料を自由に決められ(月額2万~6万7千円の間で千円単位)、経営の状況や老後設計に応じていつでも見直せます。



3 税制面で大きな優遇措置があります

- 支払った保険料は、全額が社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税が節税になります(支払った保険料の15%~30%程度が節税)。
- 農業者年金基金が保険料を運用して得られる収益(保険料の運用益)は非課税です。
- 将来受け取る農業者年金には、公的年金等控除が適用されます。(65歳以上の方は公的年金等の合計額が120万円までの場合は、全額控除できます。)

つまり入口から出口まで税制上の優遇措置があります



豊かな老後生活のためには、国民年金だけでは十分とは言えず、**老後の生活費は自分で準備**する必要があります。

サラリーマンは、厚生年金や共済年金で国民年金(基礎年金)への上乗せがあります。(厚生年金のモデルケースでは月額22万1千円の年金額)

農業者の皆様も、メリットがたくさんある**農業者年金に加入**して安心して豊かな老後を迎えましょう。

編集後記

- ◆ 5月までは天候も良く、作物の生育も順調に推移していましたが、6月中旬頃からは低温や雨、日照不足と作物への影響も心配されています。ようやく7月後半から天候も回復し上士幌町らしい気候に戻ってきましたが、更なる好天を期待して、豊穰の秋を迎えられるよう祈るばかりです。
- ◆ 収穫の季節となりますが、農作業による事故や交通事故に十分注意しながら作業されますようお願いいたします。

活動日記

- 《1月》
10日 農業委員会だより編集
24日 北海道農業者年金協議会臨時総会・全道農業者年金研究会
30日 第10回農業委員会総会
- 《2月》
16日 十勝農委連会長・会長職務代理・事務局長会議
23日 第11回農業委員会総会
23日 北十勝一市三町農業委員三役研修会
- 《3月》
23日 家族経営協定調印式
23日 第12回農業委員会総会

- 《4月》
18日 農業後継者対策推進協議会総会
20日 第1回地区別会長・事務局長会議
25日 第1回農業委員会総会
- 《5月》
11日 農地委員会
25日 第2回農業委員会総会
29日~31日 全国農業委員会会長大会・北海道選出国會議員要請集会
- 《6月》
20日 農業委員会OB会総会
25日 第3回農業委員会総会
26日 北海道農業会議第83回総会
27日 第39回北海道農業者年金協議会総会

農業委員会だより編集委員会 編集委員長：大井隆行 編集委員：菅原研 大西仁志

公開情報 上士幌町ホームページ (<http://www.kamishihoro.jp/>) 内[組織/農業委員会]よりご覧いただけます。